

認定

のご案内

幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）を利用したい方へ 教育・保育給付認定（1号認定）について

幼稚園または認定こども園（幼稚園機能）を利用するためには、各施設への「**入園申込**」と町からの「**教育・保育給付認定（1号認定）**」を受ける必要があります。

1号認定



- 教育標準時間認定（4時間程度）
- 満3歳以上就学前の子ども

提出が必要な書類

利用申込と認定申請のため、希望する園へ下記の書類を提出してください。

町立幼稚園



- 教育・保育給付認定申請書（1号認定用）
- 矢吹町立幼稚園利用申込書

認定こども園
（幼稚園機能）



- 教育・保育給付認定申請書（1号認定用）
- ※他、園ごとに提出書類が異なりますので、園に確認してください。

矢吹町在住で、他市町村の施設を利用したい場合や、他市町村在住で矢吹町の施設を利用したい場合は子育て支援課へご相談ください。

申請後、家庭状況に変更があった場合

以下のような家庭状況等に変更があった場合は、園へ速やかに届け出てください。

- （1）家庭の状況に変更があったとき
- （2）住所・氏名・電話番号等が変わったとき
- （3）その他申請内容に変更があったとき

問い合わせ先

矢吹町教育委員会 子育て支援課 幼稚園保育園係
〒969-0236
西白河郡矢吹町一本木 100-1
矢吹町保健福祉センター内
TEL0248-42-2230